

「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」
「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」・
「第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」
策定に係る提言書（案）

平成30年3月〇〇日

宇都宮市社会福祉審議会

1 提言にあたって

本審議会は、市が「障害者基本法」第11条第3項に基づく「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン（以下「第5次プラン」という。）」、「障害者総合支援法」第88条第1項及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画（以下「第5期サービス計画」という。）・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画（以下「第1期障がい児計画」という。）」を策定するにあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を提言するものである。

本審議会は、障がい者福祉専門分科会において、平成29年9月21日の第1回会議以降、3回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきた。

障がい者を取り巻く社会環境の変化として、国においては、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者差別解消法」の施行のほか、教育・雇用などの関連分野の法改正を進め、平成26年2月に「障害者権利条約」が発効となったところであり、更には、「障害者総合支援法」の施行後3年の見直しが行われ、「自立生活援助」や「就労定着支援」など新サービスが創設されるほか、児童発達支援、医療的ケアなどの障がい児支援の拡充が図られたところである。

また、障がい者を含む全ての地域住民と行政等の協働による包括的支援体制を構築する地域共生社会の実現など、新たな課題解決へ向けた取組が進められているところである。

このように社会状況が変化する中、各種課題に適切に対応するには、誰もが偏見を持たず、支え合い助け合う社会の実現が重要であるが、平成28年には相模原市の障がい者施設において痛ましい事件が発生したほか、昨年、本市においても障がい者施設における虐待事案があったところである。

このようなことが再び繰り返されることがないように、障がい者一人ひとりが個人として尊重され、真の意味で社会の一員として暮らすことができ、様々な人と共に支え合いながら、生きていくことの喜びを分かち合える共生社会の実現に向けた取組を、より一層推進していく必要がある。

本審議会は、このような基本的な認識のもとに、この提言をまとめたところである。

市においては、「第5次プラン」・「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」を策定するにあたり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、計画推進にあたっては、市民、関係機関及び行政が連携しながら、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していくことを期待するものである。

2 対応すべき課題

「第4次プラン」においては、「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念に掲げ、これまで様々な障がい福祉施策を推進するとともに、「第4期サービス計画」においては、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの計画的かつ安定的な確保に努めてきたところである。

「第5次プラン」・「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」を策定するにあたっては、「第4次プラン」・「第4期サービス計画」の評価から導き出された課題や、法改正等の障がい者を取り巻く社会環境の変化、障がい者手帳所持者等や事業者を対象として実施したアンケート調査の結果、当事者団体との意見交換会で把握した課題などを的確に捉え、計画に反映させる必要がある。

特に、アンケート調査や関係団体との意見交換会における当事者の視点に立った、以下の課題への対応が求められる。

① 障がい者の社会的自立の促進

- ・ 能力や適性を生かした多様な就労機会を確保するとともに、安心して働き続けることができる支援の充実が必要である。
- ・ 積極的に社会参加できる活動の場の確保や、また、それらが容易にできるよう外出・移動支援の充実を図る必要がある。

② 障がい者の地域生活支援の充実

- ・ 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせるよう、相談支援や住まいの場の充実を図るなど、地域生活支援体制の整備を進める必要がある。
- ・ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の安定的な確保を図る必要がある。

③ 障がい者への理解や配慮の促進

- ・ 日常生活の中で必要な配慮や手助けなどを行えるよう、障がい者に対する理解を深めるとともに、災害時においても、助け合いができるよう、地域における支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 障がい者の人権・尊厳が守られるよう、障がい者の権利擁護の充実を図る必要がある。

3 計画について

2であげた課題を踏まえ、施策の方向や具体的な取組について、可能な限り反映することを願うものは次のとおりである。

【第5次プラン】

① 障がい者の社会的自立の促進

- ・ 自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、農業と福祉の連携を図るなど、能力や適性を生かした多様な就労機会を確保するとともに、安心して働き続けることができるよう、職場定着支援などの充実を図ること。
- ・ 障がい者が社会を構成する一員として、より充実した社会生活を送れるよう、スポーツや文化芸術など、積極的に社会参加できる活動の場の確保や、また、障がい者の自立や障がいのある子どもの健やかな成長に向けて、移動支援の充実や移動しやすい環境の整備の推進を図ること。

② 障がい者の地域生活支援の充実

- ・ 乳幼児期から生涯にわたり成長を促し、社会の中で生活していくために、途切れない一貫した支援を受けられるよう、関係機関の連携を密にして、より一層、質の高い療育や教育等の充実を図ること。
- ・ 障がい者やその家族が将来に対する不安を感じることなく、地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援体制の整備に向け、きめ細やかな相談支援や、グループホームの設置促進など住まいの場の充実を図るほか、保健・医療・障がい福祉サービス等の充実を図ること。

③ 障がい者への理解や配慮の促進

- ・ 障がい者が個性と人格を尊重され、社会的障壁を感じることなく暮らすため、市民一人ひとりが、日常生活の中で必要な配慮や手助けなどを行えるよう、幼少期から障がいに対する理解を深められるようにするとともに、災害時においても、助け合いができるよう、地域における支援体制の充実を図ること。
- ・ 社会や地域において適切な理解と配慮がなされ、障がい者の人権・尊厳が守られるよう、虐待防止の推進や成年後見制度の利用促進など、障がい者の権利擁護の充実を図ること。

また、上記に加え、基本理念の実現を目指し、これまで総括した課題やアンケート調査による市民ニーズなどを踏まえ、障がい者のライフステージを見通した中で、近年、特に顕在化してきた喫緊の課題である「子育て支援などへの対応」と「親なき後への対応」について、重点的に取り組むことにより、将来の生活に対する不安解消を図ること。

【第5期サービス計画・第1期障がい児計画】

① 目標の達成に向けて

国の基本指針に基づき定めた目標値の達成に向けて、目標達成に向けた取組を着実に進めること。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

入所施設の利用者における長期入所が常態化している中、施設や病院で介護するのではなく、地域で自立した生活を営むことができるよう、在宅サービスの充実やグループホーム等の居住の場の整備を促進すること。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

精神障がい者の地域移行を促進するため、行政や障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等は、精神科病院や関連事業者等と日頃より情報共有しながら、患者への生活支援や患者を取り巻く家族等への支援を具体化していくこと。

(3) 地域生活支援体制の整備について

地域生活支援体制については、障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、本市の実情に応じて国が示す居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた体制整備を図ること。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行等について

多くの企業とつながりのある商工会議所や雇用の窓口となるハローワークなどとの連携強化を図ることにより、本人の希望や状況に応じた一般就労への移行を促進すること。

(5) 障がい児支援の提供体制の充実について

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、「発達支援ネットワーク会議」など既存の組織を柔軟に活用するなどして、早期に設置し、支援に関わる様々な地域社会資源の連携強化や情報・課題等の共有を図る体制整備を図ること。

② 障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の見込み量の確保について

- ・ 国の基本指針に基づき、現在の利用者数を基礎として、直近の利用実績、今後の社会情勢等を勘案し、平成30年度から平成32年度に必要となる各サービスの見込み量を適切に見込むとともに、その見込み量を確保するための方策について着実に取り組むこと。
- ・ 特に、平成30年度から開始される「就労定着支援」や「自立生活援助」の新サービスについては、事業所等と連携し、適切なサービス提供を行うこと。

4 計画の推進にあたって留意すべき点について

計画を推進するにあたり、以下の点に留意して取り組むことが必要である。

- 計画が目指す社会の実現に向けては、市民一人ひとりが計画の内容について理解を深め、自分のできることを主体的に考え、行動することや、市・事業者・福祉団体・地域団体・NPO法人やボランティアなどの関係者が適切な役割分担のもと連携・協力することが不可欠であることから、全市民に対して計画の周知・啓発を行うこと。
- 計画の周知・啓発にあたっては、市民にわかりやすい方法で情報提供することはもとより、障がい者に対しては、障がい特性に応じた情報提供に努めること。
- 計画を着実に推進するために、中間及び計画改定時にアンケート調査等を実施し、各指標の達成状況を検証・評価するとともに、結果については、当審議会に報告し、必要に応じて指標の修正や見直しを図ること。

結びに、本審議会は、障がい者の日常生活や社会生活が安心して豊かなものとなり、障がい者が就労や社会参加活動を通して自己実現を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに支え合うことができるよう、本計画を着実に推進し、本市が「障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち」となることを期待する。

5 宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会での審議経過

【第1回】

開催日	審議内容
平成29年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称) 第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・(仮称) 第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定体制等について ・(仮称) 第5次宇都宮市障がい者福祉プラン等の基本理念及び基本目標等について ・「(仮称) 第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・(仮称) 第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定趣旨及び内容について

【第2回】

開催日	審議内容
平成29年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 第5次宇都宮市障がい者福祉プラン(骨子案)」・「(仮称) 第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・(仮称) 第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画(骨子案)」の策定について

【第3回】

開催日	審議内容
平成30年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントにおける主な意見とその対応について ・「(仮称) 第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称) 第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・(仮称) 第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(素案)の策定について ・「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の提言書(案)について